

## 肝炎問題の早期全面解決とウイルス性肝炎患者の早期救済を求める意見書

肝炎ウイルスに感染した血液製剤「フィブリノゲン」を投与されてC型肝炎に感染した患者情報を、厚生労働省が製薬会社から得ていながら本人に隠していたことが明らかになり、薬害肝炎訴訟の原告を初め国民の怒りが広がっている。

現在、C型肝炎感染者がおよそ200～240万人、B型肝炎感染者がおよそ120～150万人いると推計され、治療の必要な慢性肝炎患者はC型約50万人、B型約10万人いる。

しかもその大半が、輸血、血液製剤の投与、集団予防接種における針・筒の不交換などの不潔な医療行為によって感染が拡大したものであり、医原性の疑いが大変強い。

B型肝炎については、集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害者が、国を被告に損害賠償を求めた訴訟の最高裁判決が本年6月に言い渡され、この判決で国の行政責任が認められた。

また、C型肝炎についても、血液製剤の投与によるC型肝炎ウイルス感染被害者が、国と製薬企業を被告に損害賠償を求めた薬害肝炎訴訟では、昨年、大阪地裁、福岡地裁判決で、また本年に入り東京地裁、名古屋地裁で判決が言い渡され、いずれも国の行政責任・製薬企業の不法行為責任が認められた。

司法の間ではウイルス性肝炎の医原性について、全体の流れとして国の政策の過ちが明確に認定されている。

B型、C型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝臓がんに移行する危険性の高い深刻な病気である。現在、年間3万5,000人の患者が肝がんで死亡し、その8割がC型肝炎ウイルスが原因で、C型、B型を合わせると9割を占める。肝がんの好発年齢は60歳前後であり、感染率の高い年代がこの年齢に突入しようとしている。このような事態にかんがみれば、政府は係争中の訴訟を直ちに終了させ、すべてのウイルス性肝炎患者の救済を実現するため、諸施策に直ちに取りかかるべきである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、すべての肝炎患者救済のため、下記事項を早急実現するよう強く求めるものである。

### 記

- 1 薬害肝炎訴訟を直ちに終結し、薬害被害者及び肝炎患者救済の適切な対応を図ること。
- 2 フィブリノゲン製剤及び血液凝固第IX因子製剤を納入した全医療機関に対して患者の追跡調査を指示し、特定された患者に対して、投与事実の告知と感染検査

の勸奨を指導し、その結果を速やかに公表すること。

- 3 集団予防接種の被害実態調査を行い、適切な対応をとること。
- 4 ウイルス性肝炎の検診体制の拡充と検査費用の負担軽減をすること。
- 5 ウイルス性肝炎の治療体制の整備、とりわけ治療の地域格差の解消に努めること。
- 6 ウイルス性肝炎治療の医療費の援助及び治療中の生活費支援策を実施すること。
- 7 ウイルス性肝炎の正しい知識の啓発に取り組み、キャリアに対する偏見・差別を一掃すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月21日

三鷹市議会議長 石 井 良 司